



権利部（乙区）では、抵当権、根抵当権、賃借権等の所有権以外の権利を確認することができます。また、共同抵当権が設定されている場合、個々の目的的不動産についても、個々の目的的不動産が設定されることができます。

【図表】全部事項証明書（例）

表題部(土地の表示)	調整	平成〇年〇月〇日	不動産番号	1234567890123
地図番号	余白	筆界特定	余白	
所在	余白			
①地番	②地目	③地積	原因及びその日付(登記の日付)	
10番	田	400:	余白	
10番1	余白	300:	①③10番1、10番2に分筆 : [平成〇年〇月〇日]	
余白	宅地	300:00	②③平成〇年〇月〇日地目変更 : [平成〇年〇月〇日]	
余白	余白	250:00	③10番1、10番3に分筆	

権利部（甲区）（所有権に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転		原因 平成〇年〇月〇日売買

権利部（乙区）（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	平成〇年〇月〇日 第619号	原因 平成〇年〇月〇日設定 極度額 金1億5,000万円
付記1号	1番根抵当権変更	平成〇年〇月〇日 第750号	原因 平成〇年〇月〇日設定 極度額 金2億5,000万円

共同担保目録			
記号及び番号	(あ) 第123号	調整	平成〇年〇月〇日
番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備
1	○○市○○丁目10番1の土地	1	余白
9	○○市○○丁目10番地1 家屋番号	1	余白

※下線のあるものは抹消時効であることを示す

積」を、建物の表題部では「家屋番号」「種類」「構造」「床面積」「建築年月日」「付属建物」を確認することができます。

ここで、全部事項証明書に記載されている住所の表記は「住居表示」ではなく「地番」で表記されています。インターネット上の地図や市販の地図などは、一般的に「住居表示」で表記されていますので、「地番」と異なることに注意してください。住居表示未実施区域でも、地図上の「地番」と登記上の「地番」の位置が異なっていることがあります。そのため、対象不動産の物理的位置の特定は慎重に行いましょう。

権利部（甲区）では、所有者を確認します。現在の所有者だけでなく、過去からの所有者の経緯（権利移転の状況）も確認できます。

権利部（乙区）では、抵当権、根抵当権、賃借権等の所有権以外の権利を確認することができます。また、共同抵当権が設定されている場合、個々の目的的不動産についても、個々の目的的不動産が設定されることができます。

の登記に、これと共同抵当関係に立つ他の不動産が存在する旨が記載されるとともに、共同担保目録（以下、「共担」という）が作成されます。共担は、対象不動産の確定や担保徵求漏れをチェックするときにも使います。

図表は、土地の全部事項証明書の見本です。表題部に「所在」「①地番」「②地目」等の記載がされています。「原因及びその日付」の欄には、分筆の経緯、地目変更の経緯が記載されています。記載内容が変更される

と、従前の内容は下線が引かれ、新たな内容がその下の欄に記載されます。この見本では、地積が分筆により三〇〇・〇〇平方メートルから二五〇・〇〇平方メートルに変更されていることがわかります。



不動産鑑定士
神山 大典

1965年生まれ。栃木県足利市出身。1986年明治大学文学部史学地理学科中退。2000年株式会社三友システムアプレイザル入社。現在、同社取締役常務執行役員。不動産鑑定士、JAREC認定不動産戦略アドバイザー。主な著書に『不動産担保評価額算出マニュアル』などがある。

スペシャリストがやさしく伝授!!

「からわかる不動産担保の実務」



第4回：必要資料の収集と各種調査

不動産の調査にあたっては、現地に行く前に、対象不動産について、事前に入手可能な資料を用いて様々な角度から調査します。事前調査により対象不動産のイメージを掴むとともに、現地調査をスムーズに行うことできます。

また、現地に行ったときの実際の感覚と、事前にもつっていたイメージとの違い、すなわち、現地でなければ感じ取れない情報がよりはつきりと認識できるようになります。

事前調査には、主につぎのものがあります。

- (1) 法務局調査
- (2) 役所調査
- (3) 所有者から入手する資料による調査

(1) 法務局調査
法務局調査では、権利関係等の調査を行います。現在はインターネットによる入手する資料に

これらの資料はインターネットで取得が可能で、PDFにて閲覧・ダウンロードすることができます。ダウンロードした全部事項証明書は「ネット謄本」とも呼ばれており、費用も安く済みます。

①不動産登記情報（全部事項証明書）

不動産登記情報（全部事項証明書）について、土地の表題部では「所在」「地番」「地目」「地

- | | | |
|-------------------|-----------------------|-------------------------------------|
| ①不動産登記情報（全部事項証明書） | ②地図情報（地図、または地図に準ずる図面） | ③図面情報（土地所在図・地積測量図、建物図面／各階平面図、地役権図面） |
|-------------------|-----------------------|-------------------------------------|

ターネットで全部事項証明書や公団等を取得できるので、それで済む場合もありますが、実際に法務局に赴き、公団等を確認しながら調査する場合もあります。法務局調査で収集する資料には、主につぎのものがあります。



1からわかる不動産担保の実務

- ・法一四条地図
- ・法一四条地図と比べて正確性に劣るため、概ねの確認ということになります。
- ・法一四条地図は、地籍調査の結果が反映されているので正確ですが、公図は地域によっては「公図錯綜地区」といい、現況とまったく異なる状況が記載されている場合もあります。
- ②地図情報（地図、または地図に準ずる図面）
- 不動産登記法一四条の図面（以下、「法一四条地図」という）では、対象地の位置、形状等が確認できます。公図は「地図に準ずる図面」として扱われております。

- ③所有者から入手する資料による調査
- 法務局調査や役所調査のほかに、所有者から入手する資料があります。
- それらの例としては、つぎのようなものがあります。
- ・オフィス、マンション等の賃貸物件の場合・賃貸借契約一覧表（レントロール）、建物賃貸借契約書
- ・借地、底地の場合・土地賃貸借契約書、事業用定期借地権設定契約書
- ・土地区画整理地の場合・仮換地証明書、仮換地指定図写し

コレは必ず押さえておこう

役所調査は段取り勝負！

- ▶ 役所調査の窓口は必ずしもすべて1ヵ所に行けば済むというものではありません。したがって、調査すべき部署等とそれらがどこにあるのかを事前に調べておき、当日の移動スケジュールを立てましょう。特に遠方の場合は、それらの部署等に事前に電話を入れ、調査内容の確認をしておき、場合によってはアポイントを取っておくこともよいでしょう。
- ▶ 図表は東京都台東区役所で作成

【図表】東京都台東区役所で作成しているチェックリスト（一部抜粋）

建築計画をされる方へ	
(チェックリスト及び問い合わせ先一覧表) ※必要と思われるところをチェックすると便利です。	
◆都市計画課(5F⑤番窓口)	
1. 用途地域	●内線:3912 チェック欄
用途地域 防火・準防火地域、建ぺい率、容積率、高さ	下記の窓口を経由してお問い合わせください
5. 景観まちづくり協定	
●内線:3914	
※このような資料を活用すると、区役所と異なる窓口を設けていることがわかる。	
◆26. 埋蔵文化財【文化財保護法】	
埋蔵文化財の保護のため、建設工事等の計画・実施をされる方に協力ををお願いしています。敷地が「周知の埋蔵文化財包蔵地」(周知の遺跡)にかかるかどうかをご照会ください。なお、建築課建築構造担当のカウンターにも「周知の埋蔵文化財包蔵地」の遺跡地図があります。	
●照会先: 教育委員会生涯学習課 台東区西浅草3-25-16 生涯学習センター内 TEL 5246-5852 FAX 5246-5814 受付 月曜~金曜日 午前9時~午後5時	
◆道路管理課(5F①番窓口)	
区道の幅員や境界等について調査する場合。 ※幅員については窓口で直接ご確認下さい。 ●道路台帳担当 (内線:3452)	
都道や国道の幅員等は下記にお問い合わせ下さい。 都道: 東京都 第六建設事務所 管理課 道路台帳担当係 足立区千住東2-10-10 TEL 3882-1293 国道: 国土交通省 東京国道工事事務所 亀有出張所 葛飾区新宿4-21-1 TEL 3600-5541	
◆28. 区道の幅員や境界等	
区道の幅員や境界等について調査する場合。 ※幅員については窓口で直接ご確認下さい。 ●道路台帳担当 (内線:3452)	
都道や国道の幅員等は下記にお問い合わせ下さい。 都道: 東京都 第六建設事務所 管理課 道路台帳担当係 足立区千住東2-10-10 TEL 3882-1293 国道: 国土交通省 東京国道工事事務所 亀有出張所 葛飾区新宿4-21-1 TEL 3600-5541	
◆その他のチェック項目	
35. 上水道・下水道	
上水道・下水道の地下埋設物台帳図を閲覧する場合。 ●上水道(給水管のみ): 水道局 文京給水管工事事務所 文京区西片2-16-23 1F TEL 3816-1428 (本管のみ): 水道局 中央支所配水課 千代田区内神田2-1-12 3F TEL 3256-6176 ●下水道: 下水道局 都庁第二本庁舎5階南側 台帳閲覧室 新宿区西新宿2-8-1 TEL 5320-6618 URL(ホームページ) http://www.gesui.metro.tokyo.jp	

(出所) 東京都台東区ホームページ「事前協議等問合せ先一覧」より一部抜粋

- ④図面情報（地積測量図、建物平面／各階平面図等）
- 地積測量図は、対象地の実測図であり、形状や面積の確認ができます。ただし、すべての地番に地積測量図があるわけではありません。また、稀に登記面積と異なることがあるので、地積測量図がある場合は、必ず登記面積との照合を行いましょう。
- 建物平面／各階平面図は、土

- 役所調査での注意点は、当たり前のことですが、事前に調べた調査内容を必ず確認するといふことです。また、役所調査時に、事前調査では判明しなかつた法規制等について影響が及ぶことができます。ただし、すべての地番に地積測量図があるわけではありません。また、稀に登記面積と異なることがあるので、地積測量図がある場合は、必ず登記面積との照合を行いましょう。

- 役所では担当者の異動も多く、まったく異なる部署から異動してきたばかりの職員が担当となつている場合などは、法規制の内容が記載されている資料の提示をお願いし、確認することが必要です。
- 道路管理課では、用途地域、容積率、建ぺい率、都市計画道路、高度規制等を調査確認しますが、担当部署で現在の内容に間違いないか、他に規制はないか、法規制が変更される予定はないか、などを確認します。

- ②道路管理課では、市町村道としての認定の有無、認定幅員、私道かどうかの確認などを行います。なお、国道の場合は国道工事事務所、都道府県道の場合
- ③建築指導課では、建築基準法上の道路に接しているか否かは建物の建築について大きな影響を及ぼしますので、役所調査のなかでも特に重要な調査といえます。
- ④その他

- 建築指導課では、建築基準法上の道路か否か、どの種別の道路に該当するか等を確認します。道路の種別としては、建築基準法四二条一項一号、二項道路などがあります（詳細について本連載の次回以降の解説で取りあげる予定）。
- これら出先機関は市役所などと離れた場所にあることが多いため、事前にどこにあるか調べておき、調査行程の段取りをしておくとよいでしょう。

- 地上的建物の配置、建物全体の形状、各階の形状が確認でき、未登記の増改築や未登記建物の確認にも使えます。事前に入手した建物図面で対象建物の形状をしっかりと掴み、現地調査に臨みましょう。

- 内容についてまだ把握しきれていないこともあるので、お互いの勘違いや間違いを防ぐため、必ず確認することが必要です。役所での主要な調査部署（代表的なもの）には、主につぎのものがあります。

- ①都市計画課
- 役所の「都市計画課」や「まちづくり課」といった部署で都市計画法を調査します。また、インターネットで対象市町村の都市計画図が閲覧できたり、担当部署の窓口でも自由に閲覧できたりします。
- ②道路管理課
- 都市計画図では、用途地域、容積率、建ぺい率、都市計画道路、高度規制等を調査確認しますが、担当部署で現在の内容に間違いないか、他に規制はないか、法規制が変更される予定はないか、などを確認します。
- ③建築指導課
- 建築指導課では、建築基準法上の道路に接しているか否かは建物の建築について大きな影響を及ぼしますので、役所調査のなかでも特に重要な調査といえます。

は都道府県の出先機関でないと認定幅員等はわかりません。